平成２８年（フ）第５９２号
栃木県宇都宮市宝木本町1148番地41
債務者　下夕村友宏
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７号
栃木県宇都宮市西大寛２丁目２番11号、前住所栃木県宇都宮市駒生２丁目11番38号　ミルキーバレー壱番館
債務者　ｆｉｖｅ　ｐｏｃｋｅｔｓこと　鈴木敬
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８号
栃木県宇都宮市西大寛２丁目２番11号、前住所栃木県宇都宮市駒生２丁目11番38号　ミルキーバレー壱番館
債務者　鈴木ますみ
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１号
栃木県足利市葉鹿町757番地　県営葉鹿第１・２住宅２―53、前住所栃木県足利市小俣町869番地１
債務者　中里　聡子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第６５２号
静岡市駿河区中吉田６番５号
債務者　長田　亜弓
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３４号
岡山市東区竹原620番地
債務者　石邨　　愛
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５号
岡山市中区桑野493番地40　山砥洋次方
債務者　井口喜代子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３号
岡山県和気郡和気町米澤278番地　米沢団地４棟15号
債務者　安養寺正人
1　決定年月日時　平成29年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３号
東京都八王子市廿里町26―18―2213
債務者　大貫　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０４号
東京都練馬区光が丘５丁目５－４－804
債務者　稲葉　　稔
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２１号
東京都大田区中央３丁目30－９　第二真荘201
債務者　工藤　大輔
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２２号
東京都大田区蒲田５丁目40―10　初穂マンション蒲田703―２
債務者　石川　淳一
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３５号
東京都大田区下丸子１丁目１―16―301
債務者　廣川二三男
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５４７号
横浜市都筑区東山田３丁目27番15号　栗原テラス１号
債務者　中村　浩明
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６７１号
横浜市南区高根町３―17―28　マークス横濱阪東橋905、住民票上の住所神奈川県海老名市国分寺台２丁目８番11―１号
債務者　川田　由里
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部